

震災等災害時の相互応援に関する協定書

中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

震災等災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「中嘱連」という。）を組織する愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県の各公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「各県協会」という。）の協議により、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県（以下「各県」という。）において、地震・豪雨等による災害が発生し、被災した各県の協会では十分な応援活動が実施できない場合に、友愛精神に基づき、各県協会が相互に協力し、被災した県の応急対策及び復旧対策の円滑な実施に寄与するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 各県協会は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、各県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 各県協会は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
食料、飲料水及びその他の生活必需物資
- (2) 応急対策に必要な社員の派遣等
救助及び応急復旧等に必要な社員
- (3) 施設又は情報の提供若しくはあっせん
ア 傷病者の受入れのための医療機関
イ 被災者を一時収容するための施設
ウ 仮設住宅用地
エ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 応急対策及び復旧における土地家屋調査士業務に関する役務の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の方法)

第4条 応援を受けようとする各県協会は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条各号に掲げる応援の要請内容

- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し、被災した県の協会と連絡が取れない場合、他の各県協会は、速やかにその被害状況について自主的な情報収集を行い、その情報を被災した協会及び他の各県協会に提供するものとする。

- 2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、各県協会は自主的な判断により応援活動に出動できるものとする。
- 3 応援する各県協会は、自主出動した際には、被災した県の協会に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 応援する各県協会は、自主的な応援活動のために社員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第6条 各県協会は、災害時における他の協会からの応援要員、応援物資等を受け入れるための場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援拠点協会の設置)

第7条 各県協会は、被災した県の協会に対する効率的な応援を実施するため、応援する各県協会が複数になる場合には、協議により、被災した県の協会との連絡調整の中心となる協会（以下「応援拠点協会」という。）を定めることができる。

- 2 前項に規定する応援拠点協회를定めた場合には、応援拠点協会は、この旨をただちに被災した県の協会に通報するものとする。なお、被災した県の協会と応援する各県協会との連絡調整は、原則として、応援拠点協会を経由して行うこととする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた県の協会と応援した各県協会の間で協議して定めるものとする。

- 2 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した各県協会が負担するものとする。
- 3 前二項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた県の協会と応援した各県協会の間で協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 各県協会は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画に関する情報その他参考となる資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 各県協会は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、中嘱連の中に連絡会議を設置するものとする。

2 各県協会は大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、各県内の市町村、NPO、関係団体等の防災関係機関とも相互の連携・協力体制の整備促進を図るものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、各県協会が協議して別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年1月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、各県協会署名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年1月29日

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

吉田 章



社団法人

三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

長谷川 吉



社団法人

岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

大保木 正博



社団法人

福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

喜本信



社団法人

石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

吉倉修一



社団法人

富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

利根周平

